

上場企業等のお客様に関する非公開情報の 当グループ会社間の共有について

2023年6月30日

マッコーリーアセットファイナンス株式会社
マッコーリーアセットマネジメント株式会社
マッコーリーエナジージャパン株式会社
マッコーリーキャピタル証券会社

令和4年(2022年)6月22日より、いわゆるファイアーウォール規制が改正され、上場企業等^(注1)のお客様に係る非公開情報に関し、新たなオプトアウト制度(新オプトアウト制度)が創設されました。新オプトアウト制度では、お客様からの請求に応じて非公開情報の共有を停止すること(=オプトアウト)をあらかじめお客様が容易に知り得る状態にある場合には、事前にお客様から同意を頂くことなく、当グループで非公開情報の授受が可能となっております。そこで、今般、日本におけるマッコーリーグループであるマッコーリーキャピタル証券会社、マッコーリーアセットマネジメント株式会社、マッコーリーアセットファイナンス株式会社、マッコーリーエナジージャパン株式会社(以下、4社を総称して「当グループ」といいます)は、お客様に総合的な金融サービスを提供するため、上場企業等のお客様を対象に、2022年6月22日付で施行された金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「業府令」といいます。)及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針等に基づき、下記の通り新オプトアウト方式により当グループ間で当グループ各社が保有する上場企業等のお客様の非公開情報の相互提供を致したく存じます。どうぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

上場企業等のお客様におかれましては、当グループへの非公開情報の提供の停止をご希望される場合には、お手数ではございますが、当グループ各社の担当者までご連絡下さいますようお願いいたします。

(注1)「上場企業等」とは、①金融商品取引法第163条第1項に規定する上場会社等、②IPO予定会社(上場準備に係るアドバイザー契約又は準金商法監査契約を締結している者に限る。)、③有価証券報告書提出会社、及び④適格機関投資家(ただし、事業法人及び個人に該当する可能性が高い類型として一定の者を除く。)並びにこれらの子会社等と定義されています(業府令第123条第1項第18号)

1. 当グループ間で相互提供を行う非公開情報の範囲

当グループ各社が現在までに知り得た上場企業等のお客様に関する非公開情報(過去の取引の内容、取引の予定、取引時期等の情報(外国法人に係るものを除く)として業府令第1条第4項第12号に定める「非公開情報」を指します。以下「非公開情報」といいます。)及び将来において知り得る上場企業等のお客様に関する非公開情報。

2. 非公開情報の相互提供を行う会社の範囲

当グループ各社並びに当グループ各社の親法人等(金融商品取引法施行令第15条の16第1項に定めるものをいいます。)及び子法人等(同条第2項に定めるものをいいます。)

3. 非公開情報の相互提供の方法

当グループ間の非公開情報の相互提供は、口頭、書面、Eメール、データベースへのアクセス付与又は共有その他の方法によります。

4. 提供先における非公開情報の管理の方法

上場企業等のお客様に関する非公開情報の提供先である当グループにおいては、アクセス制限を設けることその他の方法により、非公開情報が不正にアクセスされたり、用いられたりしないよう非公開情報の管理に関して必要な措置を講じるものといたします。

5. 提供先における非公開情報の利用目的

上場企業等のお客様に関する非公開情報の提供先である当グループでは、当グループ各社が上場企業等のお客様に対して商品又は役務を提案又は提供する目的で上場企業等のお客様に関する非公開情報を利用することがあります。

6. 当グループとの間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法

上場企業等のお客様が、当グループとの間での上場企業等のお客様に関する非公開情報の授受の停止を求めた以降に当グループ各社が取得した上場企業等のお客様に関する非公開情報については、当グループ各社はかかる非公開情報を当グループの間で共有可能な非公開情報以外の非公開情報(以下「非共有情報」といいます。)として取り扱い、以後、当グループに対してかかる非共有情報を営業目的のために提供いたしません。また、当社と当グループの営業部門その他非公開情報を利用する部門を兼職する者が生じる場合には、いずれの会社の非共有情報にアクセスできるかを事前に決定し、他の会社の非共有情報にアクセスできないよう必要な措置を講じることとします。ただし、当グループ各社から当グループが受領済みの上場企業等のお客様に関する非公開情報については、情報提供先である当グループは、引き続き適切な管理をした上で保有し、当該非公開情報を利用して今後も取引の勧誘等を行うことがあります。

7. 非公開情報の授受の停止に係るご連絡先

上場企業等のお客様におかれましては、当グループへの非公開情報の提供の停止をご希望される場合には、お手数ではございますが、当社グループ各社担当者までご連絡下さいますようお願いいたします。

8. ご留意事項

上場企業等のお客様より当グループ間の非公開情報の共有について書面若しくは電磁的記録による同意を頂いている場合、又は旧オプトアウト制度(業府令第153条第2項に基づく非公開情報共有の制度をいいます。)に基づき上場企業等のお客様に関する非公開情報を当グループとの間で共有している場合は、特にご指示を頂かない限り、引き続き必要な範囲で当グループとの間で情報共有いたしますので、あらかじめご了承下さい。